

弁護士費用等補償特約の検討

弁護士 大井 暁

1 弁護士費用等補償特約

弁護士費用等補償特約（以下「本件特約」という）は、主に自動車保険に付帯され、被保険者が被害事故により賠償義務者に対して損害賠償請求を行う場合に弁護士費用等を負担することによって被る損害を填補する損害保険契約である。支払要件として約款上一般に「(保険者の) 承認を得て支出した費用」と規定されるが、報酬の算定をめぐって保険者と弁護士との間に紛争が生じている。紛争の主体である弁護士は保険金請求権者ではないため、手続上も解決が難しい。

2 報酬自由化

紛争の背景として報酬自由化が影響している。規制緩和を背景に平成15年改正弁護士法により「弁護士の報酬に関する標準を示す規定」が弁護士会及び日弁連の会則の必要的記載事項から削除され、弁護士会及び日弁連が定めていた旧報酬等基準規程も独禁法8条の事業者団体に関する規制に違反する疑義が生じ廃止された。平成16年4月1日以降は、各弁護士が報酬に関する基準を作成し事務所に備え置く定めとなっている（弁護士の報酬に関する規程第3条1項）。

3 報酬合意の位置付

日弁連リーガル・アクセス・センター（以下「LAC」という。）の弁護士保険を利用した弁護士紹介制度は、損害保険共済各社との協定により実施され、LACの「保険金支払基準」（旧報酬等基準規程に沿うもの）を尊重する運用がされている。しかし、広告等を介して被保険者がLACと無関係に弁護士を選任する場合には、独自の報酬基準による高額な保険金請求がなされることがある。

保険者は、保険金請求額が客観的な妥当性を欠く場合には、支払拒絶ができると解される。損害保険の性質上、保険填補の対象となる損害額の適正性は本質的要請であり、弁護士委任契約当事者間の合意と、保険金による損害填補の範囲は必ずしも同一でないと解されるからである。LACの保険金支払基準も弁護士が同基準と異なる委任契約を締結することを制約してはいないし、保険者は、弁護士の事業者団体ではないから独禁法第8条に抵触しない。

4 報酬の妥当性の判断

保険者は、客観的な妥当性を欠く費用については承認を与えないこととなるが、保険者の承認の趣旨は、無用の弁護士費用の支出を他の保険料支払者の負担に帰することを防止することにあるから、客観的に妥当性が認められる弁護士費用の承認を保険者が拒絶するこ

とは権利濫用となる（責任保険の争訟費用に関する大阪地判平成5年8月30日の判批等の見解は、本件特約にも妥当する）。

問題は、旧報酬等基準規程の廃止後、保険者は何を基準に客観的な妥当性を判断するのかである。責任保険の防御費用に関し、必要性・妥当性を約款に規定することや、米国型ガイドラインの導入を提案する見解がある。また近時、着手金・報酬金の算定の基礎となる経済的利益の算定の対象を約款に注書きする損保社も現れた。約款規定は有効な手段であるが、ここでは、約款に算定基準の定めのない多くの本件特約について、保険者が何を基準に妥当性を判断し、これを被保険者に対向できるのか検討を試みたい。

5 説明義務

保険金額内であれば本件特約の保険給付によって弁護士費用が填補され、自己負担がないと考えて弁護士委任契約を締結する被保険者は少なくない。保険者または弁護士が保険による損害填補ができない範囲があることを説明しなかった場合、保険者や弁護士に説明義務違反や賠償義務が生じるか検討を試みたい。

東京地判平成25年8月26日（東京高判平成25年12月25日控訴棄却）は、賠償義務者が被保険者に対して判決で認容された弁護士費用を支払った場合の弁護士費用の額と、本件特約による保険給付の合計額が、弁護士との委任契約により支払った弁護士費用を超える場合、保険者に本件特約による保険金支払義務がないとした。判旨を正当として是認する見解が多く、これに賛成する。ただし、弁護士の実務的取扱とは異なる面があり、実務上の観点、特に説明義務に関連して問題点の検討を試みたい。